

## 生活あんしんサービス提供に伴う請求などに関する規約

### 第1条（規約の適用）

本規約は、BAN-BANネットワークス株式会社（以下「BAN-BANネットワークス」という）と、「生活あんしんサービス利用規約」を承諾し、KDDI株式会社（以下「KDDI」という）よりBAN-BANネットワークスを介して生活あんしんサービス（以下「本サービス」という）の提供を受ける者との間における、料金の請求などについて適用されます。

2. BAN-BANネットワークス及びKDDIがホームページその他の手段により通知する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

### 第2条（規約の変更）

BAN-BANネットワークスは、本規約を変更することがあります。この場合には、提供条件は、変更後の規約によります。

2. BAN-BANネットワークスが別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

### 第3条（KDDIに係る債権の譲渡等）

BAN-BANネットワークスは、契約者に、生活あんしんサービス利用規約に定めるところによりBAN-BANネットワークスに譲り渡すこととされたKDDIの債権を譲り受け、BAN-BANネットワークスが請求することを承認していただきます。この場合、BAN-BANネットワークス及びKDDIは、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

### 第4条（料金）

KDDIが提供する本サービスに係る料金は「生活あんしんサービス利用規約」に定めるところによります。

### 第5条（請求と支払など）

契約者は、各月の本料金を金融機関の預金口座振替による方法で、BAN-BANネットワークスの定める期日までに毎月支払いを行うものとします。

2. 前項にかかわらず、BAN-BANネットワークスが特に認める場合には、契約者は銀行振込又はBAN-BANネットワークスが定めるその他の方法で支払うことができるものとします。但し、金融機関に係る振込手数料等は、契約者の負担とします。
3. 契約者はBAN-BANネットワークスが本料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。

### 第6条（契約者に係る情報の利用）

BAN-BANネットワークスは、契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先などの情報を、個人情報保護に関する法律にのっとり、本規約及びKDDIが定める本サービスに係る業務の遂行上必要な範囲で適切に利用します。

2. BAN-BANネットワークスは個人情報を用いた以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
- (1) サービスを提供すること（契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます）
  - (2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及び分析を行うこと。
  - (3) 個々の契約者に有益と思われるBAN-BANネットワークスのサービス又はBAN-BANネットワークスの業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メールなどにより送付し、又は電話すること。
  - (4) 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール郵便等を送付し、又は電話すること。
  - (5) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
  - (6) 上記(1)～(6)にもかかわらず、次の場合にあってはその限りではありません。
    - ア) 法令に基づく場合。
    - イ) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要があつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
    - ウ) 公衆衛生の向上又は、児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
    - エ) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
3. BAN-BANネットワークスは、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。

#### 第7条（債権の保全）

BAN-BANネットワークスが第3条（KDDIに係る債権の譲渡）により譲り受けた債権の保全に際して必要と認めた場合は、契約者に対して、契約者の住所及び氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができるものとします。

#### 第8条（債権回収代行会社などへの回収業務の委託）

契約者が本料金その他の債務について支払いを怠った場合は、BAN-BANネットワークスが債権回収代行会社へ債務の回収業務を委託する必要があることを契約者は予め承諾するものとします。

#### 第9条（紛争の処理）

本サービスについて、BAN-BANネットワークスと契約者の間に紛争が生じた場合、BAN-BANネットワークスの所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決を行います。

#### 第10条（定めなき事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合、BAN-BANネットワークス及び契約者は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。